

# 田辺市中小企業信用保証料補助金制度のご案内

## 《制度の概要》

田辺市における市内の中小企業者の経営の安定と産業の振興を図るため、和歌山県中小企業融資制度を利用し、和歌山県信用保証協会の信用保証を受けた中小企業者の信用保証料の一部を補助します。

### 1. 対象者の要件

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者
- ② 市内に住所及び事業所を有する者又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人（以下これらを「法人等」という。）であって、市内の法人等の事業に要する経費として前条に規定する融資を受ける法人等
- ③ 市税（国民健康保険税を含む。）を完納している者

### 2. 対象となる融資制度

※保証期間が2年未満の融資、及び返済方法が一括の場合は対象外

区分	融資の種類	資金名	融資枠
和歌山県 中小企業融資制度	一般融資	経営支援資金	一般枠
			セーフティ枠
			危機対応枠
		小企業応援資金	一般枠
			小口枠

### 3. 保証料の補助額等

補助額	保証料の1年間相当分（保証料／保証期間）
対象期間	融資実行日から1年間
補助回数	1年度内1事業者につき1融資限り

## 《申請手続》

融資実行後60日以内に、金融機関及び信用保証協会を経由し、下記の申請書類を「田辺市商工観光部商工振興課」へご提出ください。申請頂いた方に、支払った信用保証料の一部を信用保証料補助金として直接お支払いいたします。

### 《申請書類》

- ①信用保証料補助金申請書
- ②市税完納証明書

※上記に加え、信用保証協会へ提出した信用保証協会宛同意書の写しを添付してください。

お申し込み・お問い合わせ

田辺市 商工観光部 商工振興課

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地（田辺市役所別館3階）

TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9898